



積立スタンダード
傷害保険

重要事項説明書

平成22年10月

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕に関する重要な事項を説明しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。
※タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕は積立型基本特約をセットしたスタンダード傷害保険のペットネームです。
- ▶ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、
代理店・扱者
または弊社まで
お問合わせください。



この重要事項説明書は、大きく2つの内容で構成されています。

I 契約概要のご説明 P.2 ~ P.4

ご契約に際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- 1 商品の仕組みおよび引受条件等 2
- 2 保険料 3
- 3 保険料の払込方法等 3
- 4 団体扱・集団扱のご契約について 4
- 5 満期返れい金・契約者配当金 4
- 6 解約返れい金の有無 4

サービスのご案内 4

II 注意喚起情報のご説明 P.5 ~ P.7

ご契約に際して、ご契約者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。

- 1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申し込みの撤回等について) 5
- 2 告知義務(他の保険契約等の有無)(ご契約時にお申し出いただく事項) 5
- 3 死亡保険金受取人について 5
- 4 通知義務(住所変更)(ご契約後にご連絡いただく事項) 5
- 5 重大事由による解除 5
- 6 無効、取消し、失効について 5
- 7 保険責任開始期 6
- 8 保険金をお支払いできない主な場合 6
- 9 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い 6
- 10 解約と解約返れい金について 6
- 11 保険会社破綻時の取扱い 6
- 12 万一、事故が発生した場合のご注意 7

その他ご注意くださいこと 8

お客さまに関する情報の取扱い 8

この書面における主な用語についてご説明します。

普通保険約款	ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
交通乗用具	電車・バス・自動車などの乗物をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。
契約者貸付	ご契約者からのお申し込みがある場合に、解約返れい金の一定の範囲内で当社がご契約者にお貸しする制度をいいます。

振替貸付

ご契約者が第2回目以降の保険料を払込猶予期間内に払い込まなかった場合に、その払い込まなかった保険料に相当する額を自動的に当社がご契約者にお立て替えし、保険料の払い込みにあてる制度をいいます。

初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間(注)をいいます。(注) 最終の保険年度には保険期間の満了する日を含みます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

弊社へのお問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。
カスタマーセンター
0120-721101
※受付時間[平日AM9:00~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。
あんしん24受付センター
0120-985024
※受付時間[365日24時間]
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※おかけ間違いにご注意ください。

弊社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル] **0570-022808**
※受付時間[平日AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)]
※通話料はお客さまのご負担となります。
※携帯電話からもご利用いただけます。
※PHS・IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>

I 契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

- (1) タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕は、被保険者がさまざまな急激かつ偶然な外来の事故によって傷害(「ケガ」といいます)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。
- (2) ご希望に合わせて、①傷害事故の範囲と②被保険者の範囲をそれぞれご選択ください。

①傷害事故の範囲
ご選択いただく傷害事故の範囲により、保険金をお支払いする事故の種類が異なります。一般傷害、交通傷害の詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

②被保険者の範囲
ご選択いただく被保険者の範囲は、下表a.~d.のとおりです。なお、「ご本人」と「ご本人の配偶者」「その他親族(注)」との関係はケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。また、セットする特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

[○ 補償されます / × 補償されません]

傷害事故の範囲	保険金をお支払いする事故		
	交通事故	建物・交通乗用具の火災	左記以外の事故
一般傷害	○	○	○
交通傷害	○	○	×

被保険者の範囲	
個人型	a. 申込書に記載されたご本人
家族型	b. 申込書に記載されたご本人・ご本人の配偶者・その他親族(注)
	c. 申込書に記載されたご本人・ご本人の配偶者
	d. 申込書に記載されたご本人・その他親族(注)

(注) その他親族とは、ご本人またはご本人の配偶者と「同居の親族(※1)」および「別居の未婚(※2)の子」をいいます。
(※1) 親族とは、ご本人の6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
(※2) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

- (3) この保険では満期返れい金をお支払いします。詳細は、**5 満期返れい金・契約者配当金** をご参照ください。

2 補償の内容等

- (1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合
主なものを記載しています。また、セットされる特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、死亡保険金は死亡された被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 同一保険年度の事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	①一般傷害・交通傷害共通 a. 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ご契約者(個人型のみ)、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の競争行為、自殺行為、犯罪行為 ・被保険者が自動車、原動機付自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(※1) ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※2) b. 下記のは保険金をお支払いできません。(※3) ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※3) ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒(※2) など (※1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動車セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。 (※2) 所定の特約をセットすることにより、保険金お支払いの対象となります。 (※3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者に約款所定の後遺障害が発生した場合	死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※1 後遺障害保険金の額は、同一保険年度の事故によるケガに対して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※2 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害保険金をお支払いします。	
入院保険金	事故によるケガのため、被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注)内に入院(入院に準じた状態を含みます)された場合	入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注)内の入院が対象となります。	
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合において、被保険者がそのケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注)内に約款所定の手術を受けた場合	入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍、40倍) ※ 1事故につき1回の手術に限り、また、2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率を乗じます。	
通院保険金	事故によるケガのため、被保険者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注)内に通院(往診を含みます)された場合	通院保険金日額 × 通院日数 ※1 事故の発生の日からその日を含めて保険金支払対象期間(注)内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。 ※2 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にケガがなかつた時以降の通院は対象となります。	

(注) 入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いする対象の期間をいい、この期間内の入院、手術、通院についてのみ保険金をお支払いします。180日または1,095日のいずれかをご選択ください。
※ 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約とその概要を記載しています（別に定める保険料の払い込みが必要となる場合があります）。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約集をご確認ください。

①ケガに関する補償

特約の名称	特約の概要
部位・症状別保険金補償特約	被保険者がケガを被り事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合に、治療日数とケガの部位・症状に応じて保険金をお支払いする特約です。

②その他の補償

特約の名称	特約の概要
個人賠償責任補償特約	被保険者(注1)が日常生活における偶然な事故(注2)や住宅(注3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
受託物賠償責任補償特約	被保険者(注1)が受託した物について、住宅内(敷地内を含みます)に保管されている間等に損壊、紛失または盗難により、受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。
法律相談費用補償特約	偶然な事故により、ケガをししたり、住宅や家財が損害を受け、被保険者(注1)がその法律相談をした場合のその法律相談費用を補償する特約です。
弁護士費用等補償特約	偶然な事故により、ケガをししたり、住宅や家財が損害を受け、被保険者(注1)がその損害賠償請求を弁護士に委任した場合の費用等を補償する特約です。
携行品損害補償特約	居住する住宅(敷地内を含みます)の外で携行する被保険者所有の身の回り品に発生した偶然な事故による損害を補償する特約です。
育英費用補償特約	被保険者の扶養者(注4)が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次の①または②のいずれかに該当し、被保険者が扶養されなくなったことによって損害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。(注5) ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生し、その後遺障害が約款所定の支払割合100%の後遺障害に認定された場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上の9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによって損害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。(注5)

- (注1) この特約における被保険者の範囲はご本人・ご本人の配偶者・その他親族となります。
 (注2) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。
 (注3) 住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。
 (注4) この特約の被保険者を扶養する方で申込書の扶養者欄に記載された方となります。
 (注5) この費用・損失を補償する保険契約等を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

①特約をセットされる際のご注意
 被保険者またはそのご家族が、既に同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複し、保険料が無駄となることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。
 (注) なお、複数あるご契約のうち、これらの補償・特約等が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

(3) 保険期間

タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕の保険期間は、3年から10年までの整数年でご設定ください。ただし、ご契約

の条件によりご設定できない場合があります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。また、お客さまの保険期間については、申込書をご確認ください。

(4) 引受条件（保険金額等）

- ①保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、申込書をご確認ください。
 ・保険金額は被保険者の方の年齢・収入等に照らして適切な金額となるようお決めいただけます。なお、死亡に関する保険金額は以下のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。

・満15歳未満の方を被保険者とする場合
 ・ご契約者と被保険者ご本人が異なるご契約で、被保険者の同意が確認できない場合

ただし、上記にかかわらず、配偶者・その他親族の死亡に関する保険金額は他の保険契約等と合算して1,000万円(注)が限度となります。

(注) 普通保険約款や特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。

・入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で保険金日額に制限があります。

- ②ご継続契約の満期時の被保険者年齢が満71歳以上の場合には、保険期間終了後、継続加入できないことがありますのであらかじめご了承ください。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。また、お客さまの保険料については、申込書をご確認ください。

3 保険料の払込方法等

保険料の払込方法および払込方式は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

(1) 払込方法（以下の方法からご選択いただけます）

保険期間	払込方法
3年～10年(注)	一時払
	分割払（年払、半年払、月払）

- (注) 保険期間により一時払をご選択いただけない場合があります。
 ※1 お勤め先や所定の集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、団体扱または集団扱での払込方法をご選択いただけます。団体扱・集団扱については、4 団体扱・集団扱のご契約について をご確認ください。
 ※2 分割払の場合、一時払に比べて保険料が割増となります。

(2) 払込方式（以下の方式からご選択いただけます）

- ・口座振替方式
- ・直接集金（扱者集金）方式

4 団体扱・集団扱のご契約について

団体扱または集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者、被保険者が下表に該当する場合に限りです。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

団体扱の場合	
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方等
被保険者	①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族

集団扱の場合	
ご契約者	①集団の所属員（次のa.～c.のいずれか） a.集団の構成員（法人・個人を問いません） b.集団に勤務する方（役員・従業員等） c.集団の構成員の事業所に勤務する方（役員・従業員等） ②集団自身
被保険者	①ご契約者 ②ご契約者の配偶者 ③ご契約者または配偶者の同居の親族 ④ご契約者または配偶者の別居の扶養親族 ⑤ご契約者の役員・従業員（ご契約者が法人・個人事業主の場合）

なお、保険期間の途中でご契約者が上表に該当しなくなった場合は、その保険年度の残りの保険料を一括して払い込みいただき、翌保険年度以降は払込方法を変更して変更後の保険料(注)にて払い込みいただけます。

(注) 団体扱・集団扱より保険料が高くなる場合があります。

5 満期返れい金・契約者配当金

- (1) タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕では、保険期間が満了し保険料全額の払い込みが終了しているときは、所定の満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日以降ご指定の口座にお振り込みいたします。また、払い込みいただいた保険料のうち積立部分の保険料が予定の利回りを超えて運用された場合は、満期時に満期返れい金に加えて契約者配当金をお支払いします。契約者配当金は、満期返れい金の額、保険料払込方法、保険期間により異なります。なお、保険期間満了以前に失効、解除または解約された場合や積立部分の保険料の運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合には、契約者配当金はお支払いできません。
- (2) 最終保険年度の保険料の払込方法が月払、団体扱、集団扱の場合、下表掲載の保険料は払い込みいただく代わりに満期返れい金より差し引かせていただきます。従って、お受取額は保険証券記載の満期返れい金の額とは異なりますので、ご了承ください。

保険料の払込方法	満期返れい金から差し引く保険料	
月払のご契約	口座振替(注)	最終1回分の保険料
	直接集金(扱者集金)	最終2回分の保険料
団体扱または集団扱のご契約	満期前々月以降払込予定の保険料(通常は4か月分)	

(注) 満期日が16日～末日の場合、上記の保険料を差し引かずには満期返れい金をお支払いできる場合があります。

- (3) 満期返れい金のお支払いの際に、保険料の振替貸付金および契約者貸付金があるときは、それぞれその元利合計額を満期返れい金より差し引かせていただきます。

- (4) 同一保険年度内に発生した事故によるケガに対して被保険者全員につき死亡保険金をお支払いした場合は、ご契約はその保険金のお支払いの原因となったケガを被った時点で終了し、満期返れい金および契約者配当金はお支払いできません。

6 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、払い込みいただいた保険料のうち、未経過であった期間の保険料および積立部分の解約返れい金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または弊社までお問合わせください。

【サービスのご案内】

タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕には、次のサービスがセットされます。

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談
(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談
(法律のご相談/税務のご相談)



ご注意

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細および電話番号等のご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「生活安心サポートサービスガイド」でご確認ください。

II 注意喚起情報のご説明

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。

1 クーリングオフ説明書 (ご契約のお申し込みの撤回等について)

ご契約者が個人の場合、ご契約のお申し込み後であっても、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

1 クーリングオフができる期間

ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。

2 クーリングオフのお申し出方法

上記1 クーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、弊社あて(下記 ☒あて先 参照)に必ず郵便にてご通知ください。

- ※1 ご契約を取扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ※2 既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

3 払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および弊社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の開始日(注)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、払い込みいただく場合があります。

(注) 保険期間の開始日以降に保険料を払い込みいただいたときは、弊社が保険料を受領した日となります。

4 クーリングオフができないご契約

次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・質権が設定されたご契約(保険料ローンを利用した積立保険等)
- ・自動継続特約により自動的に継続となったご契約
- ・保険金または満期返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・通信販売に関する特約に基づき申し込まれたご契約(インターネットのウェブサイト方式により申し込まれたご契約を除きます)
- ・第三者の担保に供されているご契約

5 クーリングオフのお申し出にあたりご通知いただく事項

クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。

- ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- ご契約を申し込まれた年月日
- ご契約を申し込まれた保険の次の事項
 - 保険種類(タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕)
 - 領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号
- ご契約を取扱った代理店・扱者名
- ご契約の取扱営業店名

〒150-8488
 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 お客さまサービスセンター 行

2 告知義務(他の保険契約等の有無)(ご契約時にお申し出いただく事項)

(1) ご契約者または被保険者になる方には、危険に関する重要な事項として、弊社が申込書にて告知を求める◆印の項目(告知事項)について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(2) 申込書の◆印の項目について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

告知事項(申込書の◆印の項目)
 ●同じ被保険者について、身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
 (注) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

3 死亡保険金受取人について

死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となります。また、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、この保険契約は無効となります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

4 通知義務(住所変更)(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約者が住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

5 重大事由による解除

保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を発生させた場合、詐欺を行った場合や複数の保険契約に加入されることで保険金額等の合計額が著しく過大となる場合などについては、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

6 無効、取消し、失効について

下記の事がらに該当した場合について、既に払い込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりです。

(1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込みいただいた保険料は返還できませ

ん。②および③は、保険料の全額を返還します。

①ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合

②個人型をご選択いただき、被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、その被保険者の同意を得なかった場合

③家族型をご選択いただき、被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人とする場合に、この保険契約の被保険者となることについて、その被保険者(注)の同意を得なかった場合

(注) ご契約者以外の被保険者に限ります。

(2) ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなります。既に払い込みいただいた保険料は返還できません。

(3) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。既に払い込みいただいた保険料および積立部分の失効返れい金は、普通保険約款・特約集に定める規定により返還します。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

①個人型をご選択いただいたときは、被保険者が死亡(注)された場合

②家族型をご選択いただいたときは、被保険者が死亡(注)され、家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がいなくなった場合

(注) 死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡された場合は取扱いが異なります。

7 保険責任開始期

(1) 保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり

(2) 保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約(積立保険用)」などの特定の特約をセットした場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に発生したケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

※ 「初回保険料の口座振替に関する特約(積立保険用)」等をセットし、払い込みが猶予されている場合は、ご契約手続き後、所定の払込期日までに払い込みください。

8 保険金をお支払いできない主な場合

以下の場合には保険金をお支払いできません。なお、主なものに記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者(個人型のみ)、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1)
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注2)

②下記の場合は保険金をお支払いできません。
 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3)

- ・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒(注2)
- ・平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にケガがなかつた時以降の通院 など

(注1) テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットの特約により、保険金お支払いの対象となります。

(注2) 所定の特約をセットすることにより、保険金お支払いの対象となります。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

9 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 第2回目以降の分割保険料は、保険証券に記載された払込期日までに払い込みください。なお、払込期日までに払い込みがない場合は、払込期日の属する月の翌末日までを払込猶予期間とします。

(2) 払込猶予期間内にご入金がない場合は、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がないかぎり積立部分の解約返れい金の一定額の範囲内で自動的に保険料をお立替え(保険料の振替貸付)いたします。なお、お立替え金額に対しては利息(注)をいただきます。保険料の振替貸付ができない場合には、払込猶予期間の満了日の翌日から保険契約は失効し、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。また、失効となった場合、失効返れい金をお支払いできることがあります。

(注) 利息は年6%(月払:月0.5%、半年払:半年3%)以内の弊社の定める利率で計算します。

(3) 分割払、団体扱・集団扱でご契約の場合、弊社が死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

10 解約と解約返れい金について

ご契約後、保険契約を解約される場合には、代理店・扱者または弊社までお申し出ください。払い込みいただいた保険料のうち、未経過であった期間の保険料および積立部分の解約返れい金をお支払いします。また、未払込分の保険料等を請求させていただくことがあります。なお、多くの場合は、払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約はぜひ継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

11 保険会社破綻時の取扱い(平成23年9月現在)

引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、満期返れい金、解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、満期返れい金、解約返れい金などは下記のとおり補償されます。

①満期返れい金、積立部分に係る解約返れい金等は80%まで補償されます。

②上記以外の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、保険期間が5年を超える場合等で、主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については90%を下回る場合があります。

なお、破綻後に予定利率の変更が行われたときは、上記①、②の補償割合を下回ることがあります。

12 万一、事故が発生した場合のご注意

1 事故の発生

(1) 事故が発生した場合には、30日以内にご契約の代理店・扱者または弊社までご連絡ください。事故の発生日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約をご契約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず弊社とご相談のうえ、おすすめてください。

(4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

<弊社がお支払いする保険金の額> (注1)

①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は支払責任額(注2)をお支払いします。

②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。

(注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

(注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、下表の書類のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

(1) 弊社所定の保険金請求書 (個人情報の取扱いに関する同意を含みます)
(2) 弊社所定の傷害状況報告書など ※事故日時、発生場所、原因等をご申告される書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)～(7)に掲げる書類もご提出いただく場合があります。
(3) 被保険者であることを確認する書類 書類の例 ・ 家族関係の証明書類 (住民票、健康保険被保険者証) など
(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 <質権が設定されている場合> ・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書 など
(5) ケガに関する保険金をご請求する場合に必要な書類 ①保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (事故証明書など) ・ 弊社所定の死亡診断書または死体検案書 など ②保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 弊社所定の診断書 ・ 領収書 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など ③その他の書類 書類の例 ・ 運転資格を証する書類 (免許証など) ・ 調査同意書 (弊社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など

(6) 損害賠償責任に関する保険金をご請求する場合に必要な書類

①保険事故の発生を示す書類

書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (罹災証明書・事故証明書) またはこれに代わるべき書類 (被害届出受理番号を記入した書類)
・ 示談書またはこれに代わるべき書類
・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿
・ 預り伝票など受託物があることの確認資料
・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など

②保険金支払額の算出に必要な書類

書類の例 ・ 修理見積書、請求明細書、領収書
・ 損害賠償内容申告書
・ 休業損害確認資料 (休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書)
・ 交通費、諸費用の明細書
・ 購入時の領収書、保証書、仕様書
・ 図面 (配置図、建物図面)
・ 弊社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書
・ レントゲンなどの検査資料
・ 死亡診断書、死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書
・ その他の費用の支出を示す書類
・ 受領している年金額の確認資料
・ 労災からの支給額の確認資料 など

③その他の書類

書類の例 ・ 権利移転書
・ 先取特権に関わる書類 (被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)
・ 調査同意書 (弊社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

(7) その他費用に関する保険金をご請求する場合に必要な書類

①保険事故の発生を示す書類

書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書 (事故証明書、盗難届証明書など)
・ ホールインワン・アルバイト証明書
・ 扶養者などの戸籍謄本 ・ 損害物の写真 など

②保険金支払額の算出に必要な書類

書類の例 ・ 被害品の価格を証明する書類 ・ 修理見積書
・ 領収書 など

③その他の書類

書類の例 ・ 調査同意書 (弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書)
・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの など

3 保険金のお支払時期

弊社は②保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

4 保険金請求権の时效

保険金請求権については時効 (3年) がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

⚠ その他ご注意ください

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

保険料を払い込みいただきますと、「初回保険料の口座振替に関する特約 (積立保険用)」等の特約をセットした場合を除き、弊社所定の保険料領収証が契約者に発行されますので、お確かめください。また、ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が契約者に届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

2 ご契約者の本人確認について

ご契約にあたっては、運転免許証や健康保険被保険者証等により、お客さまのお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただきます。その他、満期返れい金・解約返れい金の受取時など、お客さま (返れい金の受取人) のお名前、生年月日およびご住所の確認をさせていただきます。

3 保険金の代理請求

被保険者の方に保険金をご請求できないような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金をご請求することができる制度 (「代理請求制度」といいます) がございます (被保険者の方に法定代理人がいる場合や第三者に保険金のご請求を委任している場合は、この制度をご利用いただけません)。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると弊社が認めた場合
- 弊社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)
- ②上記①の方がいない場合や上記①の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や上記①および②の方に保険金をご請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者 (注) または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

被保険者の代理人からの保険金のご請求に対して弊社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金のご請求を受けたとしても、弊社は保険金をお支払いできません。

4 ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係るご契約の状況や保険金請求の状況について (社) 日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いられません。ご不明の点は、弊社までお問い合わせください。

※ 具体的には、損害保険の種類、ご契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

5 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者をご契約者以外の方である場合において、次の①から⑤のいずれかに該当するときは、その被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解約することを求めることができます。この場合、ご契約者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約集をご確認ください。

【被保険者が解約を求められることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社にこの保

- ・ 保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②および③の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- ⑤ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事からにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解約することができます。その際はご本人を証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解約する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

※3 家族型でのご契約で、解約請求またはご本人による解約が行われた場合は、ご契約者は以下のいずれかの手続きを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、そのご本人が後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b.によるものとします。
a. 家族のうち新たにご本人となる方の同意を得て、ご本人をその方に変更すること
b. この保険契約の解約

6 税法上の取扱い (平成23年9月現在)

●ご契約者が個人の場合、満期返れい金および契約者配当金または解約返れい金は、「一時所得」(注) となり、次の算式により計算された額が、他の所得と合算のうえ、総合課税されます。

$$\text{課税対象額} = \left(\text{満期返れい金} + \text{契約者配当金} - \text{払込保険料総額} - \text{特別控除額} 50 \text{万円} \right) \times \frac{1}{2}$$

または解約返れい金

(注) 他に「一時所得」がある場合には、それらの一時所得も合算して上記の計算をします。

●同一のご契約者に対する1年間 (1～12月) の満期返れい金 (契約者配当金を含みません) または解約返れい金が100万円を超える場合には、税務署に支払調書が提出されます。

※ 上記「税法上の取扱い」は、今後の税法改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

7 ご契約者が法人の場合

法人がご契約者となる場合は、自己資金でご契約ください。借入金によるご契約のお引受けはいたしておりません。

8 自動継続契約について

「保険契約の自動継続に関する特約 (A) (積立保険用)」がセットされているご契約については、満期日の20日前までに別段のお申し出がない場合、満期後も同一の内容 (注1) で自動的に継続いたします。また、ご契約時および保険期間中に告知・同意いただいた内容は、継続後のご契約においても引き継がれます。継続契約の初回保険料は、満期返れい金および契約者配当金から自動的に充当し、差額を申込書記載の満期返れい金支払先にお振り込みさせていただきます。

なお、ご継続契約の満期時の被保険者ご本人の年齢が満71歳以上の場合、自動継続を行わず (注2)、別途、代理店・扱者より継続手続きのご案内をいたします。

(注1) 同一の内容とは、ご契約者、被保険者、保険期間、引受条件 (保険金額等)、保険料の払込方法、補償内容が同一の場合をいいます。ただし、保険料は継続時 (満期日) における料率・予定利率により計算した額となりますので、継続時には変更となる場合があります。

(注2) 保険料のお立替え (保険料の振替貸付) がある場合、質権が設定されている場合も自動継続は行いません。

※ 保険金請求事故が多発したご契約については、継続を中止させていただくことがあります。

<お客さまに関する情報の取扱い>

- (1) お客さまの情報の利用目的について
お客さまからお預かりした情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営 (再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。保健医療等の特別な非公開情報 (センシティブ情報) については、保険業法施行規則 (第53条の10) により、利用目的が限定されています。
- (2) お客さまからお預かりした情報は、下記の①～⑦の場合に提供または共同利用することがあります。
 - ①個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - ②利用目的の範囲内において、あらかじめ守秘義務契約を締結した業務委託先等に提供する場合
 - ③商品・サービスのご提案を行うためにグループ会社と共同利用する場合
 - ④保険契約の適正なお引受け、保険金の適切なお支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するために損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - ⑤保険契約に関する事項について (社) 日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合
 - ⑥保険金の適切および迅速なお支払いのために必要な範囲において保険事故の関係者 (当事者、医療機関、修理業者等) に提供する場合
 - ⑦再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

<詳しくは>

弊社ホームページをご覧ください。 <http://www.aioinissaydowa.co.jp/>